

---

# 小山町中小企業・小規模企業振興基本計画

(2023年度～2027年度)

---

令和5年3月 策定  
小山町

# 目次

はじめに	1
<b>序章 計画策定の趣旨</b>	2
<b>第1章 小山町を取り巻く環境</b>	
1-1 小山町の経済・産業構造等の概要	4
<b>第2章 小山町の中小企業・小規模企業の現状と課題</b>	
2-1 経営基盤の安定化	11
2-2 円滑な事業承継	12
2-3 地域商店街の活性化	14
2-4 付加価値の高い商品・サービスづくり	15
2-5 創業の促進	16
2-6 人材の確保	16
<b>第3章 基本施策（基本方針の具体化に向けた主要な取組・事業）</b>	
3-1 計画の基本方針と施策	17
3-2 基本方針ごとの方向性・取組内容・目標値等	18
<b>第4章 計画の推進について</b>	
4-1 計画の推進体制	23
4-2 関係団体の役割	23
4-3 PDCA サイクルによる計画の進捗管理と効果検証	26
4-4 SDGs（持続可能な開発目標）の視点を踏まえた計画の推進	27
<b>【参考資料】</b>	29
小山町中小企業・小規模企業振興条例	
小山町中小企業・小規模企業振興推進会議要綱	

## はじめに

富士山頂のあるまち小山町は、静岡県最北東に位置し、豊かな水と自然に囲まれ、首都圏からほど近く町内を東名高速道路や国道246号、138号が走る交通の要衝であり、古くから商業及び工業の近代化を進め発展してきました。このような本町の産業の発展を支えてきた中核は中小企業・小規模企業であり、長年にわたり地域経済を支えるとともに、地域のにぎわいづくりに貢献するなど、本町の発展に果たしてきた役割は非常に大きいです。

しかしながら本町の中小企業・小規模企業は、少子高齢化、人口減少、働き手の不足、時代の変化等による様々な課題を抱えています。

このような中で中小企業・小規模企業が持続的に発展していくためには、自らの強みや弱みを踏まえて計画的かつ主体的に経営の向上に努めることはもとより、地域社会全体が、地域の発展のために中小企業・小規模企業が不可欠であることを改めて認識する必要があります。

こうした中、本町では、中小企業・小規模企業の振興を本町の重要な施策の一つとして位置付けるとともに、町、中小企業・小規模企業、支援団体、金融機関等、教育機関等、大企業者、町民等が果たすべきそれぞれの責務、取組、役割を明確にし、共に中小企業・小規模企業の振興を図るため、「小山町中小企業・小規模企業振興条例」（以下「条例」という。）を施行しました。

この条例の実効性を担保し、基本方針に基づき、本町の中小企業・小規模企業の振興を総合的かつ計画的に行うため、中小企業・小規模企業振興に関する施策や目標値を示した「小山町中小企業・小規模企業振興基本計画（以下「計画」という。）を策定し、計画に基づく施策の展開によって、地域経済の活性化を促進していきます。

## **序章 計画策定の趣旨**

### ○計画策定の目的

本計画は、条例の基本方針に基づき、本町の中小企業の自主的な努力及び創意工夫を尊重し、町や中小企業支援団体、金融機関、大企業、大規模小売店、学校及び大学、町民が一体となって、中小企業・小規模企業の振興のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に策定します。

### ○計画の位置づけ

本計画では、条例第18条第1項の規定に基づき、中小企業・小規模企業の振興に関する目標や施策を示します。

中小企業・小規模企業の振興は、町政運営の最上位計画である「第5次小山町総合計画（以下、「総合計画」という。）」及び「小山町まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下、「総合戦略」という。）」に位置付けられた関連施策との整合性を保ちながら取組を進めます。

また、この計画での中小企業・小規模企業の振興に関する施策の範囲は、商工業を中心とした町内の中小企業や中小企業関連団体を直接の対象とした取組であり、結果として中小企業・小規模企業の振興に繋がるもの（例：観光振興等）は、「小山町観光振興計画」など既存の振興計画等との関連性を保ちながら推進していきます。

### ○計画の進捗管理・効果検証

計画の進捗管理及び効果の検証は、町内の事業所訪問等により中小企業・小規模企業の実態を把握するとともに、中小企業・小規模企業をはじめとする関係者の意見を広く聴く機会として「小山町中小企業・小規模企業振興推進会議」を設けて、進捗状況の報告や評価、検証を行い、必要な見直しを図ります。

### ○計画の期間と見直しの時期

本計画の期間は、2023（令和5）年度から2027（令和9）年度までの5箇年とします。

また、条例の趣旨を考慮して、経済状況等の急速な変化や計画の進捗状況、国や県の動向を見据えながら、必要に応じて計画の見直しを行います。

令和2年度より、新型コロナウイルス感染症における中小企業・小規模企業への影響を最小限に抑えるべく、国や県の関連施策の周知普及、並びに町内事業者への緊急的な支援策の実施に向け取り組んでいます。今後、町内経済への影響が明らかになった場合には、小山町中小企業・小規模企業振興推進会議に

て、特に必要な中小企業・小規模企業振興施策並びに計画の見直しを議論していきます。

**中小企業（者）及び小規模企業（者）の定義について**

本計画において、「中小企業（者）」及び「小規模企業（者）」とは、中小企業基本法第2条第1項及び第5項の規定により下記の範囲とします。

**【中小企業（者）の範囲】**

業種	資本金	従業員数
製造業、その他の業種	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下

**【小規模企業（者）の範囲】**

業種	従業員数
製造業、その他の業種	20人以下
商業・サービス業	5人以下

## 第1章 小山町を取り巻く環境

### 1-1 小山町の経済・産業構造等の概要

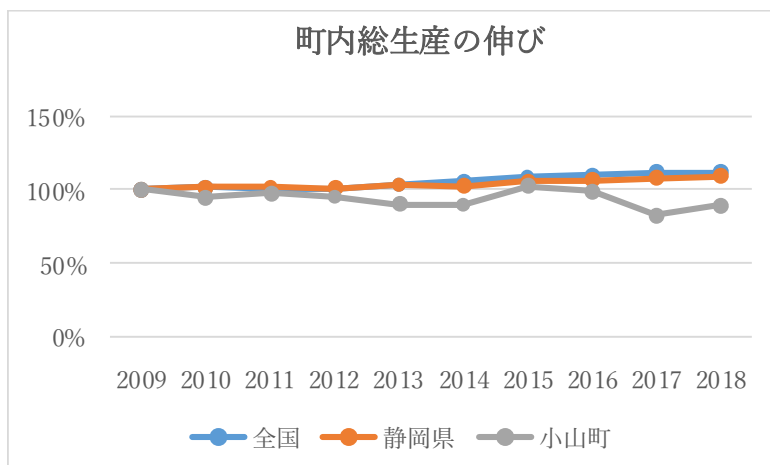
#### ①町内総生産と町民所得：緩やかな減少

町内総生産は、2009（平成21）年度から2014（平成26）年度にかけて減少傾向にありましたが、2015（平成27）年度に一時回復しました。

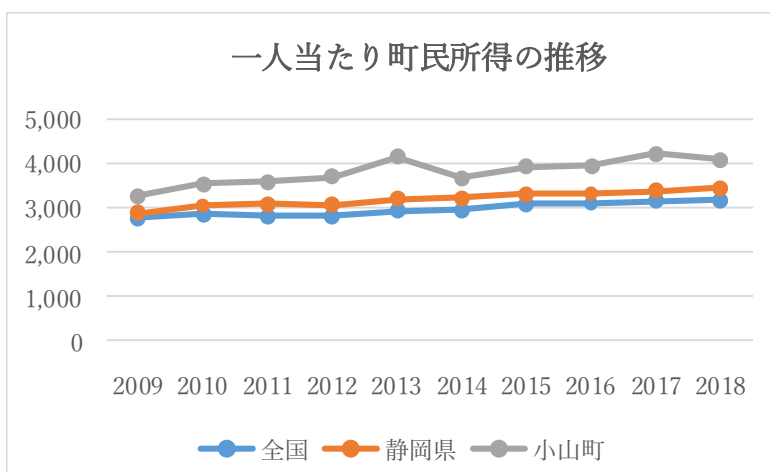
その後、再び減少傾向にあり、2017（平成29）年度には2009（平成21）年度の80%にまで落ち込みました。特に製造業の減少が町内総生産に大きな影響を与えています。

また、1人当たりの町民所得は2009（平成21）年度から2013（平成25）年度をピークに上昇傾向にあり、2014（平成26）年度に一旦減少するも、再び緩やかに上昇しております。

加えて、全国平均や静岡県平均と比較すると、高い水準で推移しています。



(資料) 静岡県「しずおかけんの地域経済計算」、内閣府「国民経済計算」

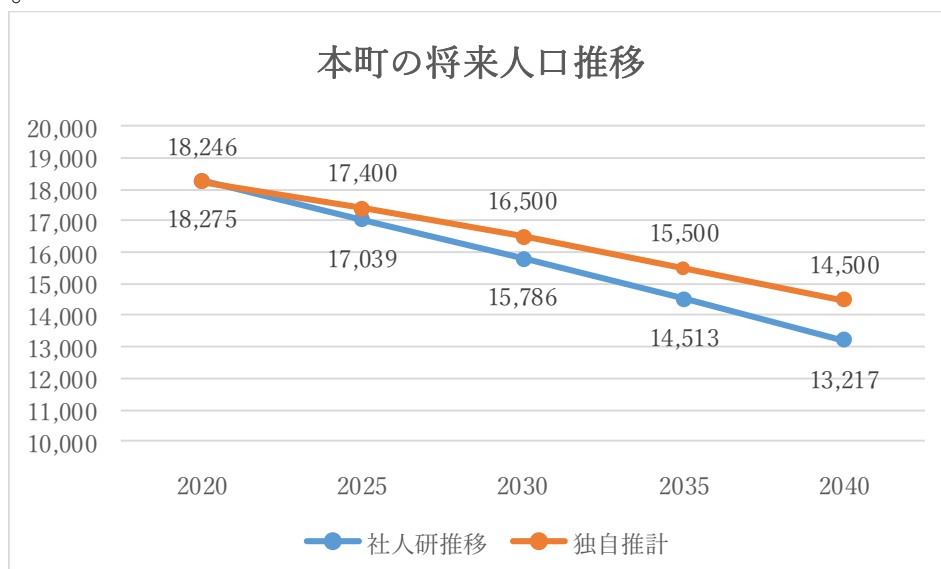


(資料) 静岡県「しずおかけんの地域経済計算」、内閣府「統計局統計」

## ②人口の推移と見通し：将来人口14,500人を目標

本町の人口は、1960（昭和35）年の25,944人をピークに減少しており、国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）を基準とした国のデータ（以下「社人研準拠」という。）では、2040（令和22）年の人口は13,217人と2020（令和2）年の人口と比較し、5,058人、27.6%の減少が見込まれています。

このため、本町においては2015（平成27）年に「小山町人口ビジョン」を策定し町の人口の将来展望を行うとともに、これに掲げる目標を達成するために取り組むべき施策を「小山町まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「小山町総合戦略」という。）として取りまとめ、その推進を図るとともに、確実に人口減少を抑制することにより、社人研準拠と比較して、2040（令和22）年においては、人口14,500人（社人研準拠比で1,283人増）を目指しています。



（資料）「第5次小山町総合計画」

## ③従業者規模別事業所数・従業員数：町内事業所のほとんどが中小企業・小規模企業

町内の事業所数、従業員数を従業員規模別に見ると、従業員29人以下の事業所は、事業所数では全体の91.3%、従業員数では29人以下が町内全従業員数の42.9%を占めており、町内に立地する事業所のほとんどが中小企業・小規模企業です。また、全国や静岡県と比較すると、従業員9人以下の経営規模の小さな事業所（小山町77.7%、静岡県78.5%、全国80.2%）の比率が高いことが伺えます。

従業者規模別事業所数・従業者数(2016年)

(単位:事業所、人)

小山町	事業所数			従業者数		
	実数	構成比		実数	構成比	
総数	704	100.0%	100%	7,538	100%	100%
1～4人	421	59.8%	91.3%	930	12.3%	42.9%
5～9人	126	17.9%		818	10.9%	
10～29人	96	13.6%		1,486	19.7%	
30～49人	26	3.7%	3.7%	1,025	13.6%	13.6%
50～99人	26	3.7%	3.7%	1,804	23.9%	23.9%
100人以上	9	1.3%	1.3%	1,475	19.6%	19.6%
静岡県	事業所数			従業者数		
	実数	構成比		実数	構成比	
総数	171,239	100.0%	100%	1,712,983	100%	100%
1～4人	101,819	59.5%	94.2%	213,973	12.5%	50.4%
5～9人	32,485	19.0%		212,722	12.4%	
10～29人	27,076	15.8%		436,922	25.5%	
30～49人	4,908	2.9%	2.9%	184,865	10.8%	10.8%
50～99人	3,080	1.8%	1.8%	210,934	12.3%	12.3%
100人以上	1,871	1.1%	1.1%	453,567	26.5%	26.5%
全国	事業所数			従業者数		
	実数	構成比		実数	構成比	
総数	5,340,783	100.0%	100%	56,872,826	100%	100%
1～4人	3,461,815	64.8%	94.4%	9,004,686	15.8%	50.7%
5～9人	824,236	15.4%		6,447,681	11.3%	
10～29人	755,209	14.1%		13,364,187	23.5%	
30～49人	148,111	2.8%	2.8%	5,831,111	10.3%	10.3%
50～99人	93,227	1.7%	1.7%	6,625,452	11.6%	11.6%
100人以上	58,185	1.1%	1.1%	15,599,709	27.4%	27.4%

(資料) 静岡県「しずおかけんの地域経済計算」、総務省「平成28年経済センサス活動調査」

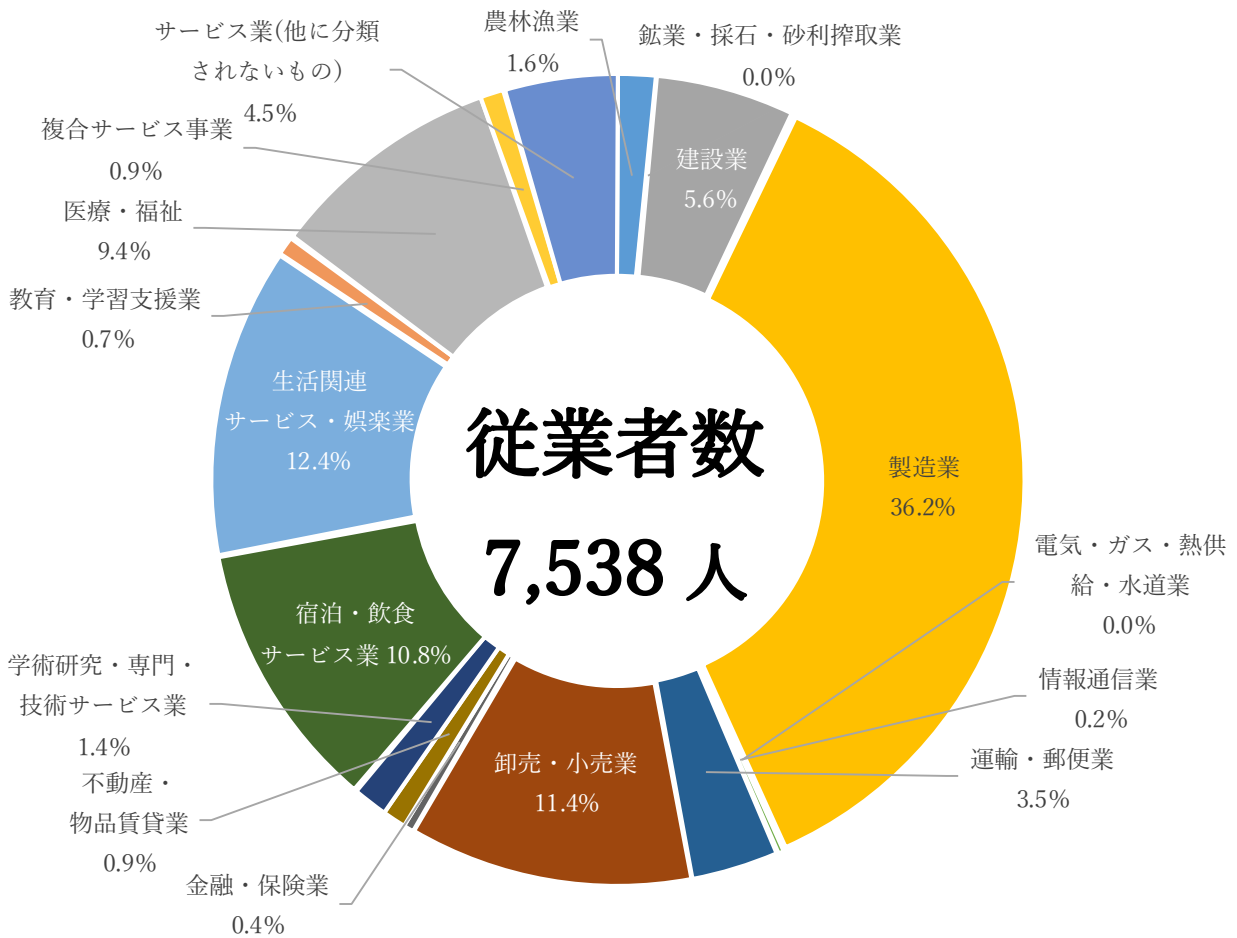
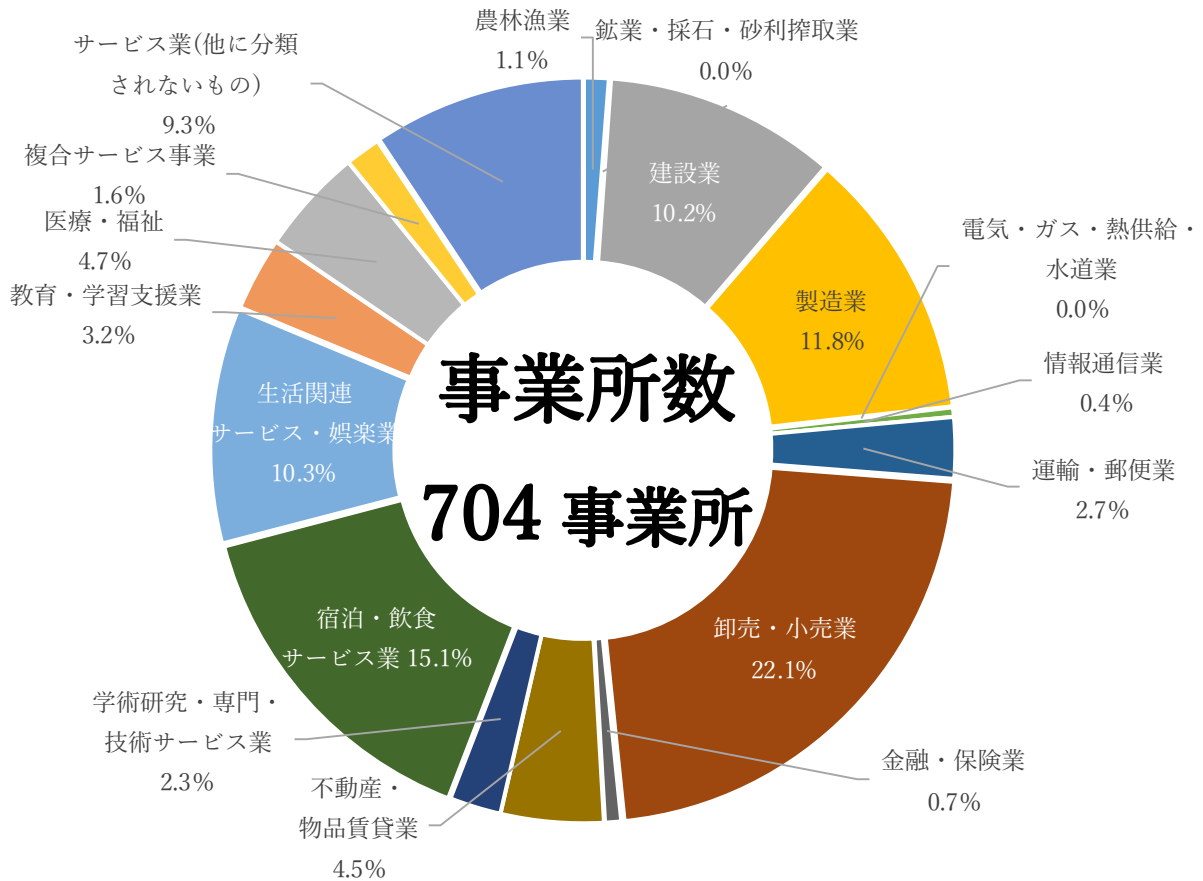
④産業大分類別の事業所数・従業者数：小規模な製造業が多い

町内の産業構造を事業所数、従業者数の構成比からみると、事業所数では卸売・小売業（22.1%）、宿泊・飲食サービス業（15.1%）、製造業（11.8%）、生活関連サービス・娯楽業（10.3%）、建設業（10.2%）の順に高くなっています。

また、従業者数の構成比では、製造業（36.2%）、生活関連サービス・娯楽業（12.4%）、卸売・小売業（11.4%）、宿泊・飲食サービス業（10.8%）、建設業（5.6%）の順に高くなっています。



## 小山町の産業大分類別事業所数・従業者数の構成比



## ⑤町内の商工業の特性

【製造業】：機械の製造が多い

小山町は静岡県最北東に位置しており、首都圏からほど近く町内を東名高速道路や国道246号、138号が走っている交通の要衝であるため、町内で製造し、町外で使用する製品の製造が多くなっております。

特に、機械の製造が多く、事業所数及び従業者数においても、高い比率（事業所数37.3%、従業者数41%）を占めており、基幹産業となっております。

小山町の産業中分類別統計表(従業者4人以上)

	事業所数		従業者数		静岡県の製造品の出荷額等【A】(万円)	小山町の製造品出荷額等【B】(万円)	【B】 / 【A】 (%)
	(事業所)	構成比 (%)	(人)	構成比 (%)			
総数	43	100	2,600	100.0	144,139,800	4,871,689	0.0
9食料品	4	9.3	402	15.5	19,620,100	1,786,862	0.1
10飲料・たばこ	2	4.7	173	6.7	12,831,600	×	
11繊維	1	2.3	12	0.5	2,609,200	×	
12木材	2	4.7	33	1.3	3,745,700	×	
13家具	3	7.0	273	10.5	2,611,700	1,252,317	0.5
14パルプ・紙	1	2.3	30	1.2	11,203,900	×	
15印刷	1	2.3	25	1.0	2,943,000	×	
16化学工業	3	7.0	40	1.5	7,048,100	×	
17石油	1	2.3	54	2.1	1,603,000	×	
18プラスチック	4	9.3	139	5.3	8,969,300	426,047	0.0
19なめし革	1	2.3	10	0.4	191,400	×	
20非鉄金属	2	4.7	35	1.3	3,773,000	×	
21金属	2	4.7	311	12.0	18,452,600	×	
22はん用機械	2	4.7	116	4.5	3,678,100	×	
23生産用機械	3	7.0	28	1.1	17,381,100	41,034	0.0
24業務用機械	1	2.3	232	8.9	1,481,300	×	
25電子部品	1	2.3	95	3.7	1,414,400	×	
26電気機械	3	7.0	434	16.7	6,589,000	1,168,462	0.2
27輸送用機械	6	14.0	158	6.1	17,993,300	196,967	0.0

(資料) 小山町「小山町の統計」、静岡県「しずおかけんの地域経済計算」

【小売業】：飲食料品小売業が多い

町内の小売業の構成を産業小分類別の事業所数、従業者数の構成比から見ると、事業所数では飲食料品小売業 46.3%（全国 34.9%、静岡県 23.1%）となっています。

また、従業者数では、飲食料品小売業 60.8%（全国 43.1%、静岡県 26.6%）となっています。

全国・静岡県平均と比較すると、事業所数、従業者数ともに平均を上回っています。

### 小山町の小売業産業分類別事業所数、従業者数、年間総品販売額

産業分類	事業所数		従業者数		年間商品販売額	
	(事業所)	構成比 (%)	(人)	構成比 (%)	(万円)	構成比 (%)
小売業計	121	100.0	584	100.0	871,800	56.0
各種小売業	-	-	-	-	383,300	-
織物・衣服・身の回り品小売業	9	7.4	16	2.7	11,400	1.3
飲食料品小売業	56	46.3	355	60.8	441,300	50.6
機械器具小売業	11	9.1	32	5.5	35,800	4.1
その他の小売業	43	35.5	178	30.5	×	-
無店舗小売業	2	1.7	3	0.5	×	-

(資料) 総務省「平成 28 年経済センサス 活動調査」

【サービス業】飲食店や娯楽業、社会保険・社会福祉・介護事業が多い

本町のサービス関連産業 B の産業中分類別構成比は、事業所数では、飲食店 (23.3%)、洗濯・理容・美容・浴場業 (14.1%)、不動産賃貸業・管理業 (8.9%)、その他の教育、学習支援業 (7.0%)、娯楽業 (6.7%)、宿泊業 (6.1%) の順に高くなっています。

また、静岡県と比較すると、事業所数では飲食店 (静岡県 21.4%) の比率が高く、従業者数でも飲食店 (静岡県 15.8%) の比率が高くなっています。従業者数が多い娯楽業のメインはゴルフ場であり、町内には 10 箇所のゴルフコースがあります。

小山町の事業所に関する統計―産業別集計(サービス関連産業B)

産業分類	事業所数	構成比	従業者数 【人】	構成比	年間売上 (収入)金額 【百万円】
サービス関連産業B(注1)合計	313		2,982		26,745
情報通信業(注2)	2	0.6%	6	0.2%	×
映像・音声・文字情報制作業	1	0.3%	2	0.1%	
情報サービス業	1	0.3%	4	0.1%	
不動産業,物品賃貸業	32	10.2%	71	2.4%	1,978
不動産取引業	1	0.3%	5	0.2%	
不動産賃貸業・管理業	28	8.9%	40	1.3%	
物品賃貸業	3	1.0%	26	0.9%	
学術研究,専門・技術サービス業	16	5.1%	105	3.5%	168
学術・開発研究機関	3	1.0%	79	2.6%	
専門サービス業(他に分類されないもの)	8	2.6%	12	0.4%	
技術サービス(他に分類されないもの)	5	1.6%	14	0.5%	
宿泊業,飲食サービス業	107	34.2%	817	27.4%	4,321
宿泊業	19	6.1%	125	4.2%	
飲食店	73	23.3%	598	20.1%	
持ち帰り・宅配飲食サービス業	15	4.8%	94	3.2%	
生活関連サービス,娯楽業	52	16.6%	937	31.4%	10,906
洗濯・理容・美容・浴場業	44	14.1%	175	5.9%	
その他の生活関連サービス業	8	2.6%	135	4.5%	
娯楽業	21	6.7%	627	21.0%	
教育,学習支援業	23	7.3%	56	1.9%	89
学校教育	1	0.3%	7	0.2%	
その他の教育,学習支援業	22	7.0%	49	1.6%	
医療,福祉	33	10.5%	707	23.7%	4,695
医療業	17	5.4%	267	9.0%	
社会保険・社会福祉・介護事業	16	5.1%	440	14.8%	
複合サービス業	11	3.5%	70	2.3%	1,158
郵便局	6	1.9%	24	0.8%	
協同組合(他に分類されないもの)	5	1.6%	46	1.5%	
サービス業(他に分類されないもの)	37	11.8%	213	7.1%	3,430
廃棄物処理業	7	2.2%	53	1.8%	
自動車整備業	18	5.8%	88	3.0%	
機械等修理業	1	0.3%	1	0.0%	
職業紹介・労働者派遣業	1	0.3%	1	0.0%	
その他の事業サービス業	10	3.2%	70	2.3%	

(資料) 総務省「平成28年経済センサス 活動調査」

## 第2章 小山町の中小企業・小規模企業の現状と課題

国や県の統計データや、「小山町小規模企業訪問」結果（2017（平成29）年～2019（令和元年実施）などの意見を参考に、本町の中小企業・小規模企業を取り巻く現状・課題を整理し、それらの課題に対応する施策の考え方を示します。

### 2-1 経営基盤の安定化

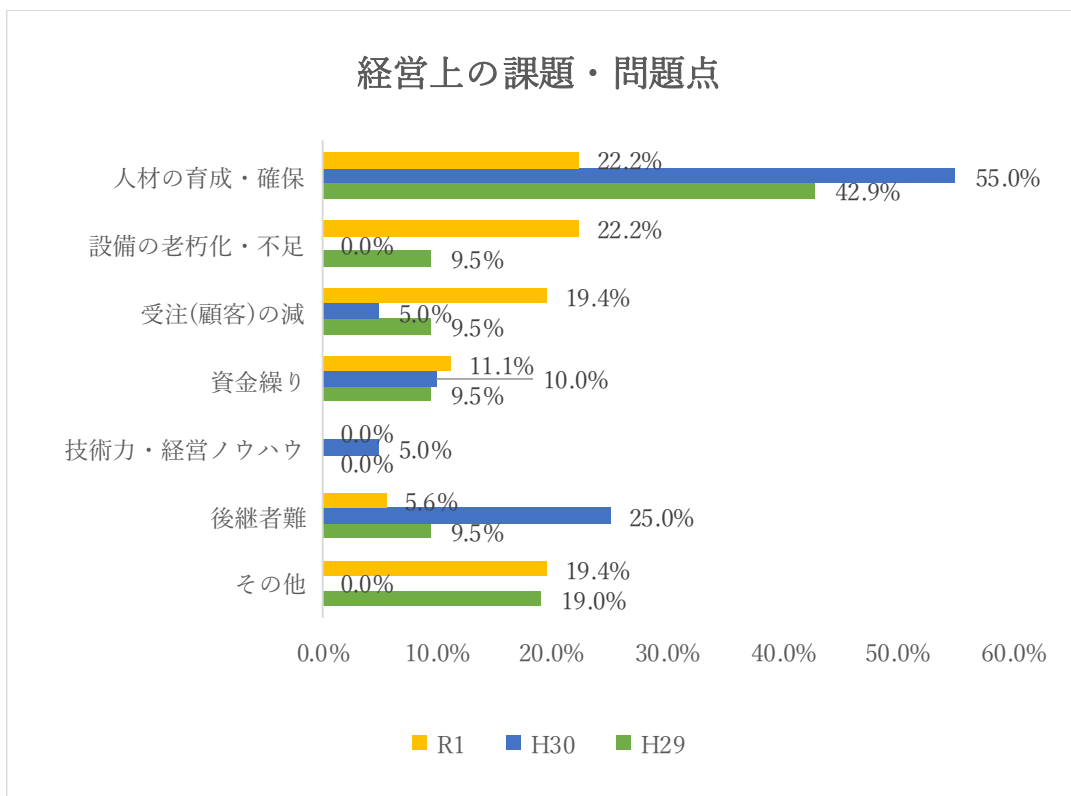
「小山町小規模企業訪問」の結果では、業種全般を通じて人手不足の社会環境を背景に「人材の育成・確保」が経営上の課題や問題点と考えている企業が多いことが分かりました。

大企業と比較すると、小規模企業は経営体力や価格交渉の面で劣り、「設備の老朽化・不足」、「受注（顧客）の減」もまた、人口減少や少子高齢化による地域内の市場の縮小に伴い、大きな課題となっています。

こうした課題を克服し現状から脱却していくには、具体的な経営計画を策定し、計画を確実に実行管理していくことが必要です。

また、3年間固定資産税の減免を受けられることができる中小企業等経営強化法に基づく導入促進基本計画を活用し、機械設備等を導入することで経営に影響を与えるリスクを抑えながら、新たな設備を導入することが可能になります。

小規模企業が円滑に成長・発展していくには、適時的確な設備投資の実施も必要であり、円滑な資金調達が可能となる環境を維持していかなければなりません。



(資料) 小山町小規模企業訪問（平成29年～令和元年実施）

## 2-2 円滑な事業承継

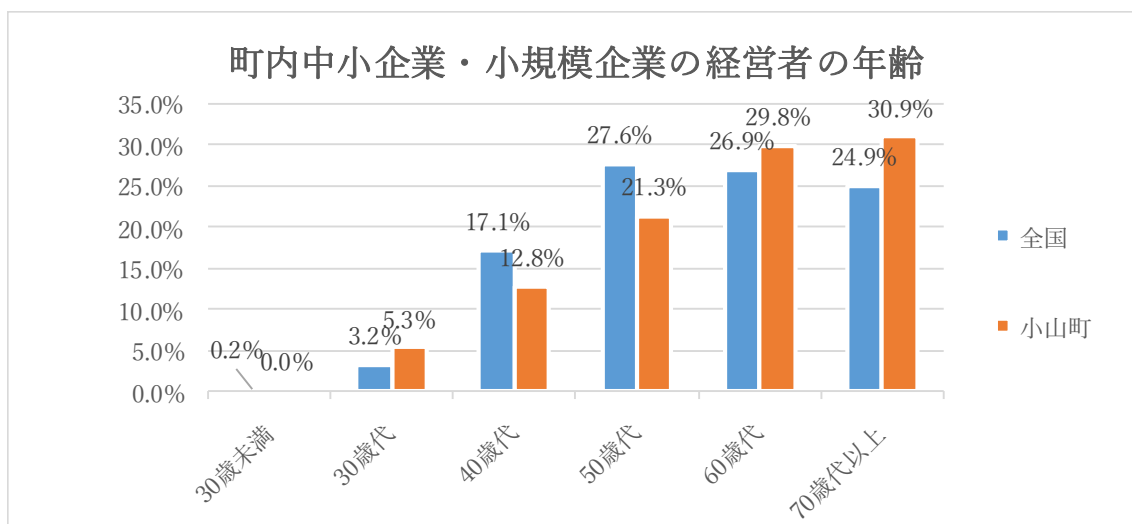
小山町が実施した「町内の中小企業・小規模企業者アンケート調査」（2022（令和4）年12月～2023（令和5）年1月実施）の結果によると、町内企業の経営者の年齢は、70歳以上の比率が30.9%と最も多く、全国平均（（株）帝国データバンク調査）と比較すると60歳代、70歳以上の割合が高くなっています。

また、回答のあった町内中小企業・小規模企業者のうち、承継を予定している方がいる経営者の比率は33%にとどまっており、承継するつもりはない（22.3%）や予定してない方がいない（14.9%）の割合が多い状況にあります。業種別の承継予定の割合では、サービス業（41.9%）や製造業、その他の業種（29%）などが高くなっています。

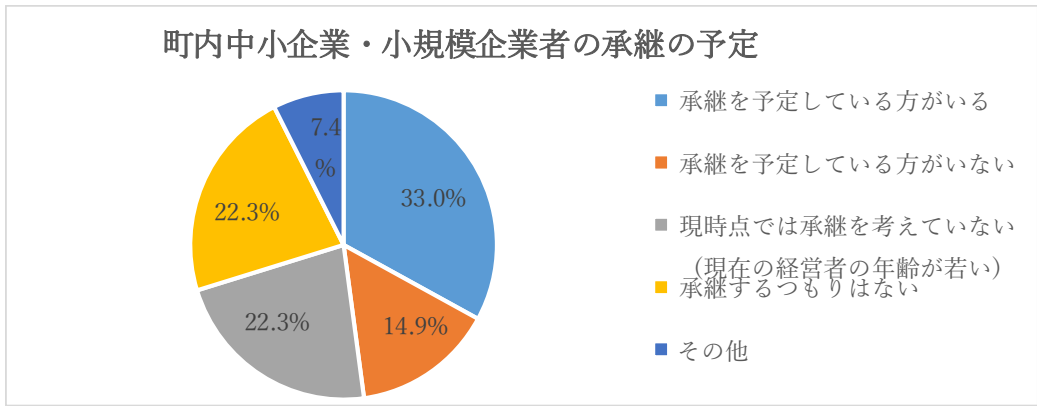
承継を予定されている方については、子供や親戚など親族への承継が74.2%と最も高く、次いで従業員への後継の22.6%となっています。

経営者の年齢別で見た承継予定のある割合は、70歳以上が51.6%と最も高く、次いで60歳代が29%となっています。

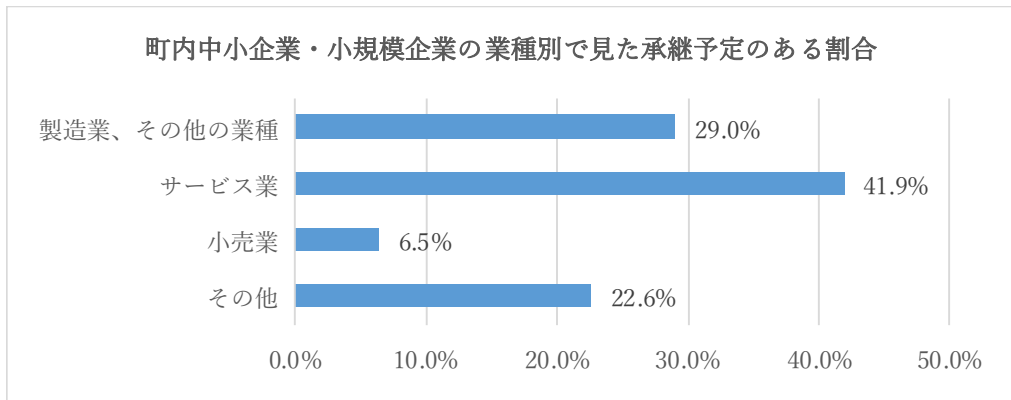
また、承継を予定していないと回答した経営者の64.3%が何をしたらいいのか、どこに相談したらいいのか分からず何もしていないと回答しています。承継するつもりはないと回答した経営者の多くは、既に子供が別の仕事に就いているから（52.2%）という理由が最も多く、次いで儲からないから（21.7%）となっています。



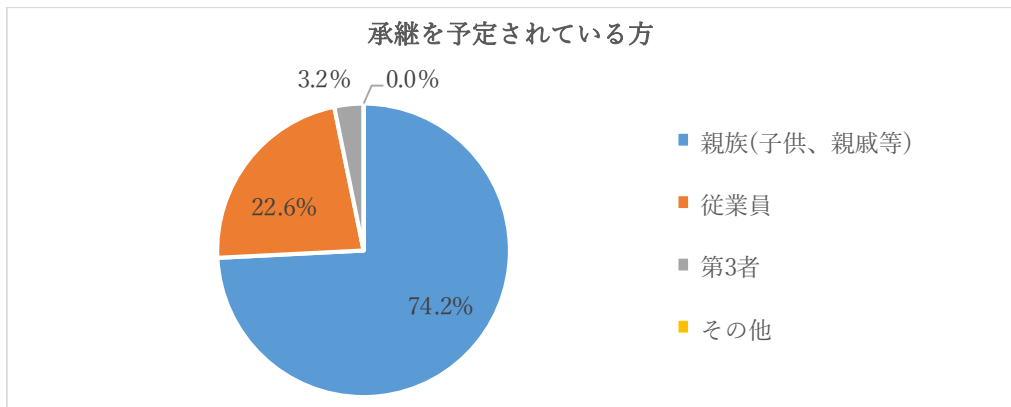
（資料）小山町：「町内の中小企業・小規模企業者アンケート調査」、（株）帝国データバンク調査「2021年全国社長年齢分析」



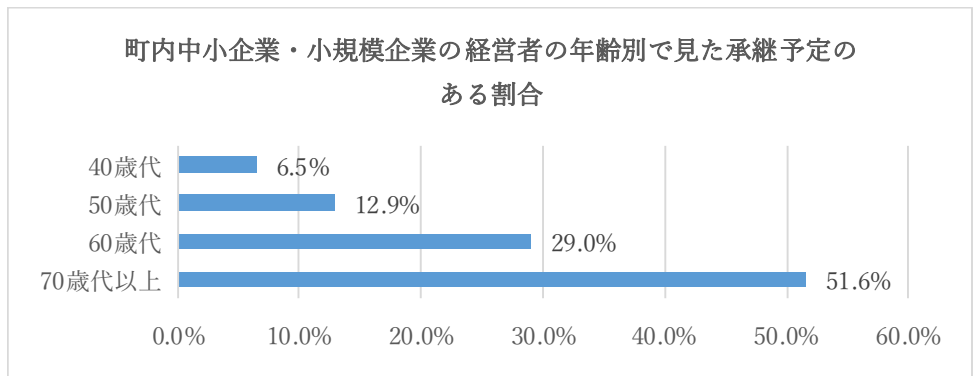
(資料) 小山町：「町内の中小企業・小規模企業者アンケート調査」



(資料) 小山町：「町内の中小企業・小規模企業者アンケート調査」



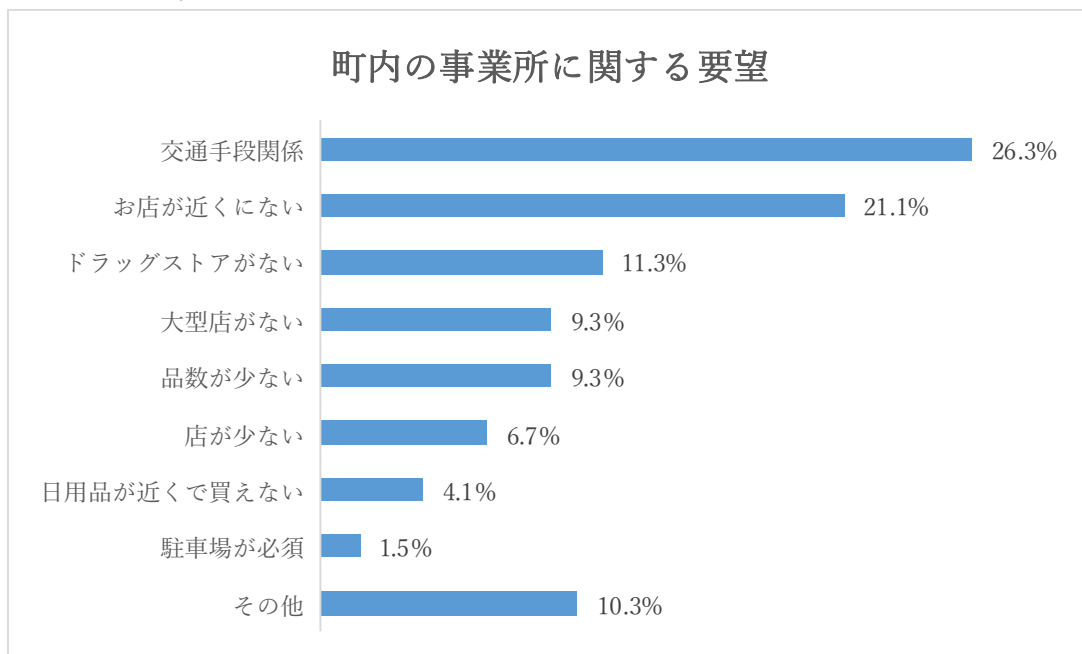
(資料) 小山町：「町内の中小企業・小規模企業者アンケート調査」



(資料) 小山町：「町内の中小企業・小規模企業者アンケート調査」

### 2-3 地域商店街の活性化

2020おやま応援プレミアム商品券のアンケート調査（2020（令和2）年実施）では、事業所に関する町への要望として、交通手段関連の要望が多く、車がないと買い物ができない状況であるといった意見や近くにお店がないため町外まで買い物に出なければいけないが交通手段がないなどの意見が多くありました。



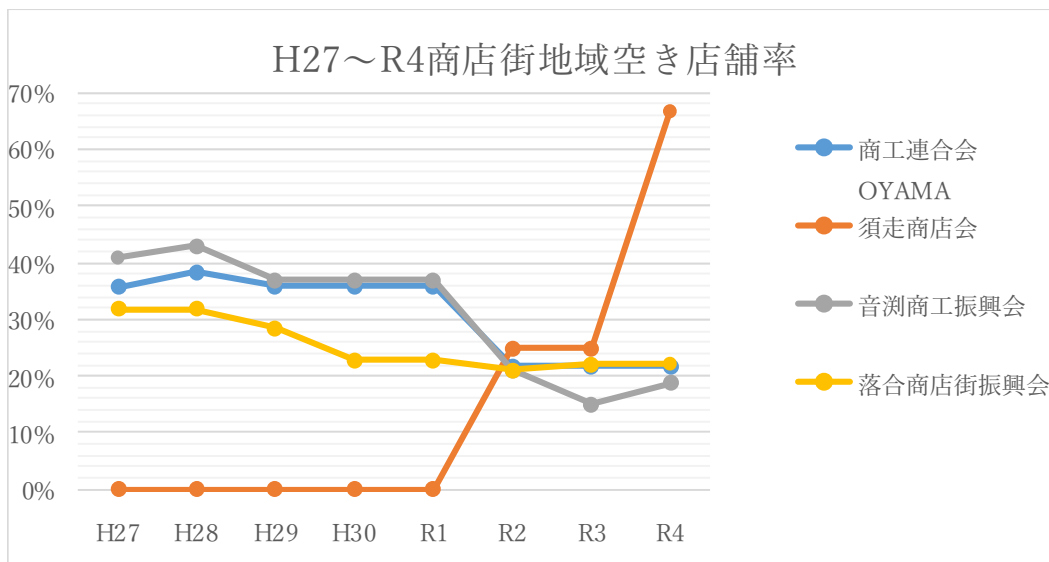
（資料）2020おやま応援プレミアム商品券アンケート調査

#### ※その他意見

- ・最寄りのスーパーの商品が御殿場などと比べると高いものが多い。
- ・閉店が早い。
- ・インスタ映えするお店が少ない。
- ・駐車場が狭い。
- ・電子マネーやキャッシュカードが利用できないお店が多い。

町内商店街の店舗数の推移、空き店舗数の推移に関する調査では、店舗数は横這いである商店街もあるものの、全体的には減少傾向にあります。また、空き店舗率については、平成29年度以降減少傾向になった地域もあるものの横這いまたは令和元年度以降急激に増加している地域もあり、空き店舗の増加が読み取れます。空き店舗の多くが住居兼店舗であり、商売を辞めた後に店舗部分のみ第三者へ貸し出すことに抵抗のある事業者が多く、空き店舗が増加傾向にあります。



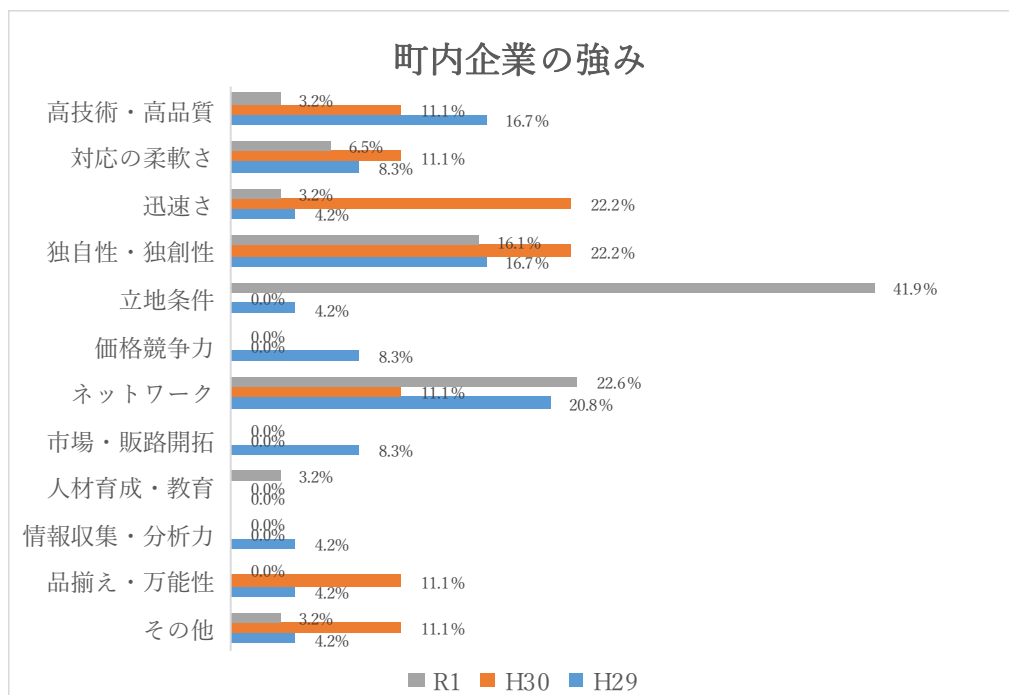


(資料) 静岡県商店街実態調査

## 2-4 付加価値の高い商品・サービスづくり

「小山町小規模企業訪問」では、「高技術・高品質」や「対応の柔軟さ」、「迅速さ」、「独自性・独創性」を強みとしている企業が多いことが分かりました。また、首都圏からほど近く町内を東名高速道路や国道246号、138号が走る交通の要衝という立地から首都圏からの注文や利用者が多いことが強みであるという回答も多くありました。

小規模企業が発展を遂げていくには、こうした企業の強みを生かした、付加価値の高い商品・サービスづくりに、意欲を持って創意工夫を重ね取り組んでいくことが求められています。人口減少に伴う国内市場の収縮や経済のグローバル化が進む中、小規模企業の自主的な努力を尊重した、競争力のある商品・サービスの開発に対する支援が必要となっています。

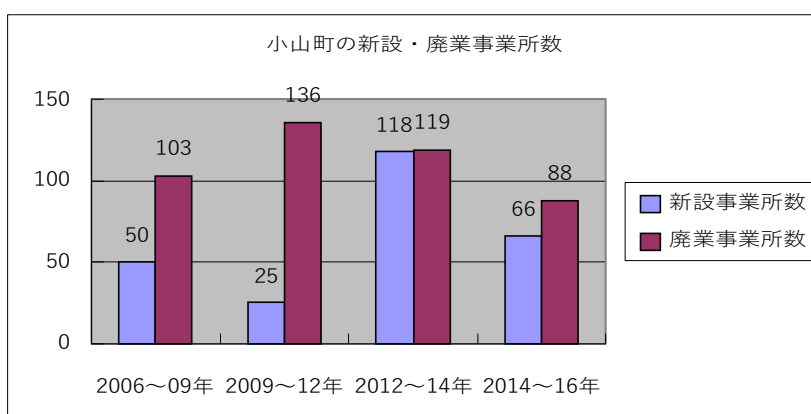


(資料) 小山町小規模企業訪問 (平成29年～令和元年実施)

## 2-5 創業の促進

総務省の「経済センサス基礎調査」及び「経済センサス活動調査」によると、本町の新設事業所数は、2006～09（平成18～平成21）年が50事業所、2009～12（平成21～平成24）年の25事業所、2012～14（平成24～平成26）年の118事業所、2014～16年（平成26～平成28）年の66事業所と一定期間で増減を繰り返しています。

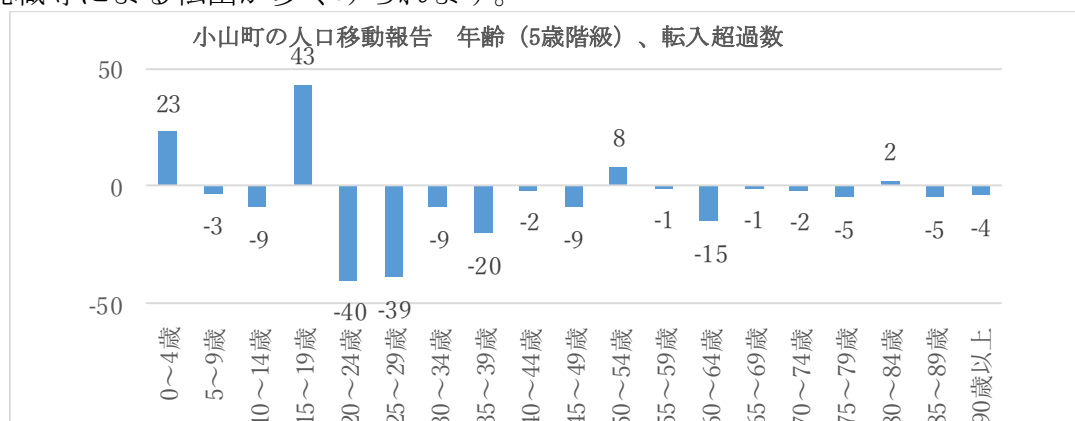
しかしながら、廃業事業所数は依然として新設事業所数を上回っており、地域経済の活性化のためには、創業の促進と既存企業の存続の両面から経営相談や支援に取り組むことが必要です。



（資料）総務省「平成21年経済センサス基礎調査」、「平成24年経済センサス活動調査」、「平成26年経済センサス基礎調査」、「平成28年経済センサス活動調査」

## 2-6 人材の確保

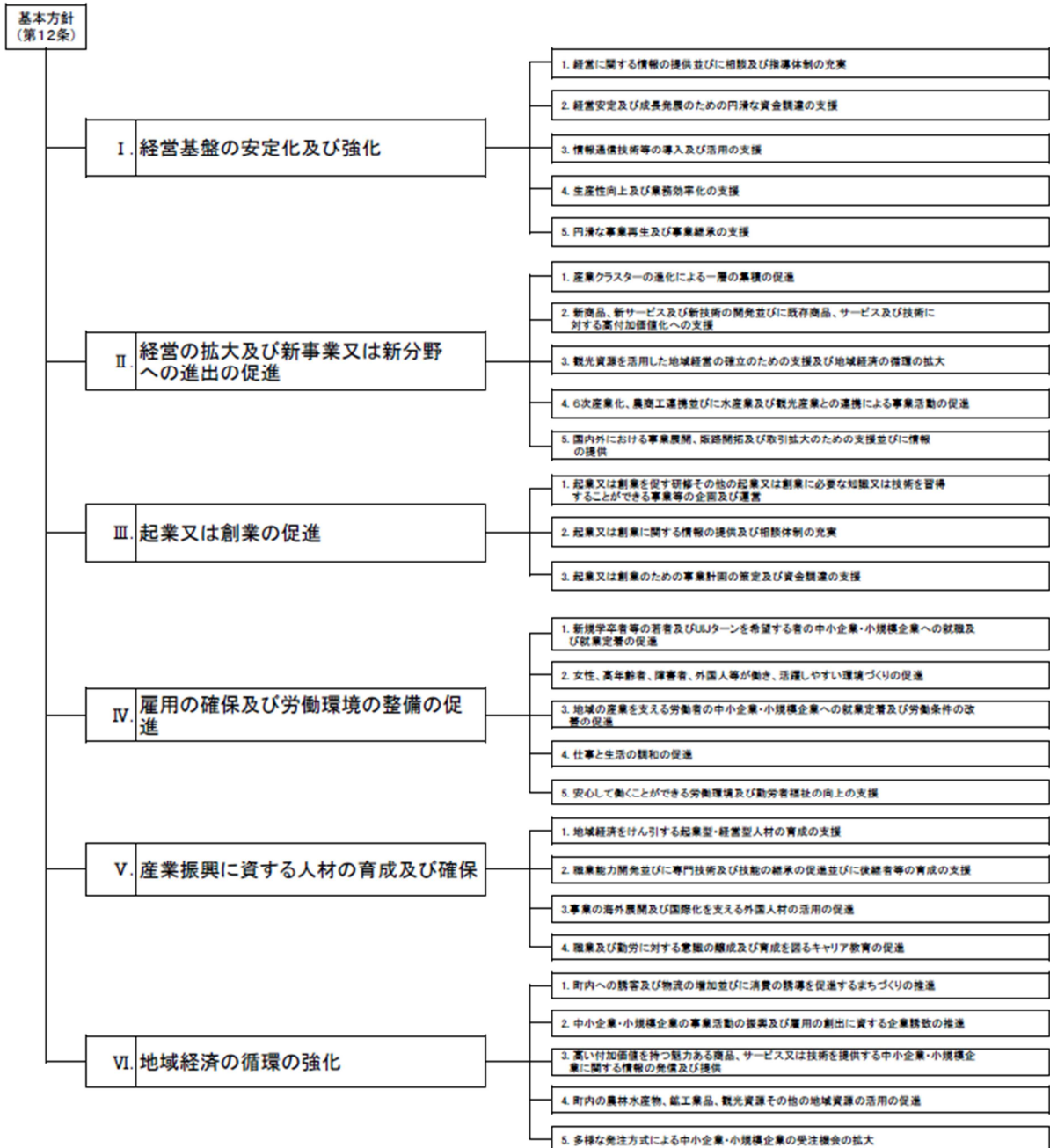
総務省「人口基本台帳人口移動報告」によると、2019（令和元）年の本町の転入超過数は、▲88人と、人口の流出が進んでいます。年齢別では20～24歳の▲40人、25～29歳の▲39人と、高校・大学卒業後の進学や就職等による転出が多くみられます。



（資料）総務省「人口基本台帳人口移動報告」（2018年）

# 第3章 基本施策（基本方針の具体化に向けた主要な取組・事業）

## 3-1 計画の基本方針と施策



### 3-2 基本方針ごとの方向性・取組内容・目標値等

中小企業・小規模企業の柱となる6つの基本方針ごとに、計画期間中に重点的に取り組む施策と目標値を設定し、庁内関係部局及び関係機関との連携によって、それぞれの施策を実施することで、目標値の達成を目指します。なお、既に「総合計画」にて設定されている目標値は、本計画との関連性を保つため、「現状値」「目標値」を同一とします。

#### 基本方針Ⅰ 経営基盤の安定化及び強化

##### 【方向性】

中小企業・小規模企業の自立的な経営を促し、経営基盤の安定化及び強化を図るため、次に掲げる施策を推進します。

##### 【取組内容】

- (1) 経営に関する情報の提供並びに相談及び指導体制の充実
- (2) 経営安定及び成長発展のための円滑な資金調達の支援
- (3) 情報通信技術等の導入及び活用の支援
- (4) 生産性向上及び業務効率化の支援
- (5) 円滑な事業再生及び事業承継の支援

##### 【目標値】

No	重要業績評指標 (KPI)	基準値 (R3年度実績)	目標値 (R8年度)	該当基本的施策
1	小山町商工会の年間相談・指導件数(件)	1,600/年	1,800/年	I-1 I-2 I-3 I-5 III-2 III-3
2	町の融資制度の年間融資件数(件)	16/年	20/年	I-2
3	町の先端設備導入計画利用件数(件)	3/年	5/年	I-4

\* 1はコロナの影響によるため平成29年度～令和3年度までの平均を基準値とした。

#### 基本方針Ⅱ 経営の拡大及び新事業又は新分野への進出の促進

##### 【方向性】

中小企業・小規模企業の経営の拡大及び新事業又は新分野への進出の促進を図るため、次に掲げる施策を推進します。

##### 【取組内容】

- (1) 産業クラスターの進化による一層の集積の促進

- (2) 新商品、新サービス及び新技術の開発並びに既存の商品、サービス及び技術に対する高付加価値化への支援
- (3) 観光資源を活用した地域経営の確立のための支援及び地域経済の循環の拡大
- (4) 6次産業化、農商工連携並びに水産業及び観光産業との連携による事業活動の促進
- (5) 国内外における事業展開、販路開拓及び取引拡大のための支援並びに情報の提供

**【目標値】**

No	重要業績評価指標(KPI)	基準値 (R3 年度実績)	目標値 (R8 年度)	該当基本的施策
1	小山町企業懇話会の会員企業数(社)	50/年	60/年	Ⅱ-1 Ⅱ-5 VI-2 VI-5
2	小山町商工会の会員数(社)	533/年	560/年	Ⅱ-1 Ⅱ-5 VI-2 VI-5
3	6次産業の製品数(件)	5	10/5年	Ⅱ-4 VI-4
4	年間観光入込客数(千人)	2,591/年	4,500/年	Ⅱ-3 VI-1
5	町内の卸売・小売業者数(件)	157/年	170/年	Ⅱ-5
6	小山町商工会優良推奨品登録数(個)	13/年	20/年	Ⅱ-2 Ⅱ-4 VI-3
7	ジェトロ静岡年間相談件数(件)	1/年	5/年	Ⅱ-5

**基本方針Ⅲ 起業又は創業の促進**

**【方向性】**

起業又は創業の促進を図るため、次に掲げる施策を推進します。

**【取組内容】**

- (1) 起業又は創業を促す研修その他の起業又は創業に必要な知識又は技術を習得することができる事業等の企画及び運営
- (2) 起業又は創業に関する情報の提供及び相談体制の充実
- (3) 起業又は創業のための事業計画の策定及び資金調達の支援

【目標値】

No	重要業績評価指標 (KPI)	基準値 (R3 年度実績)	目標値 (R8 年度)	該当基本的施策
1	起業・創業相談件数(件)	0/年	5/年	Ⅲ-1 Ⅲ-2 Ⅲ-3
2	起業・創業者数(件)	0	5/5 年	Ⅲ-1 Ⅲ-2 Ⅲ-3

基本方針Ⅳ 雇用の確保及び労働環境の整備の促進

【方向性】

中小企業・小規模企業の雇用の確保及び労働環境の整備の促進を図るため、次に掲げる施策を推進するものとする。

【取組内容】

- (1) 新規学卒者等の若者及びU I J ターンを希望する者の中小企業・小規模企業への就職及び就業定着の促進
- (2) 女性、高齢者、障害者、外国人等が働き、活躍しやすい環境づくりの促進
- (3) 地域の産業を支える労働者の中小企業・小規模企業への就業定着及び労働条件の改善の促進
- (4) 仕事と生活の調和の促進
- (5) 安心して働くことができる労働環境及び勤労者福祉の向上の支援

【目標値】

No	重要業績評価指標(KPI)	基準値 (R3 年度実績)	目標値 (R8 年度)	該当基本的施策
1	小山高等学校卒業者で就職希望者の町内就職率(%)	0/年	50/年	Ⅳ-3 Ⅵ-2
2	ハローワーク御殿場管内の育児休業年間受給者数(人)	812/年	900/年	Ⅳ-2 Ⅳ-5
3	合同就職説明会の参加企業数(社)	0/年	30/年	Ⅳ-1
4	企業誘致等による新規雇用者数(人)	368	1,147/5 年	Ⅵ-2 Ⅳ-4
5	ベネフィ駿東の新規加入会員数(人)	758 R4. 4. 1 現在	850/5 年	Ⅳ-4 Ⅳ-5 Ⅵ-2

## 基本方針V 産業振興に資する人材の育成及び確保

### 【方向性】

時代の潮流及び業態の転換に対応する産業振興に資する人材の育成及び確保を図るため、次に掲げる施策を推進します。

### 【取組内容】

- (1) 地域経済をけん引する起業型・経営型人材の育成の支援
- (2) 職業能力開発並びに専門技術及び技能の継承の促進並びに後継者等の育成の支援
- (3) 事業の海外展開及び国際化を支える外国人材の活用の促進
- (4) 職業及び勤労に対する意識の醸成及び育成を図るキャリア教育の推進

### 【目標値】

No	重要業績評価指標 (KPI)	基準値 (R3 年度実績)	目標値 (R8 年度)	該当基本的施策
1	小山高校キャリア教育引き 受け企業数(社)	57	77/5 年	V-4

## 基本方針VI 地域経済の循環の強化

### 【方向性】

町外からの資金の獲得及びローカルファーストの考え方に基づく地域経済の循環の強化を図るため、次に掲げる施策を推進します。

### 【取組内容】

- (1) 町内への誘客及び物流の増加並びに消費の誘導を促進するまちづくりの推進
- (2) 中小企業・小規模企業の事業活動の振興及び雇用の創出に資する企業誘致の推進
- (3) 高い付加価値を持つ魅力ある商品、サービス又は技術を提供する中小企業・小規模企業に関する情報の発信及び提供
- (4) 町内の農林水産物、鉱工業品、観光資源その他の地域資源の活用の促進
- (5) 多様な発注方式による中小企業・小規模企業の受注機会の拡大

【目標値】

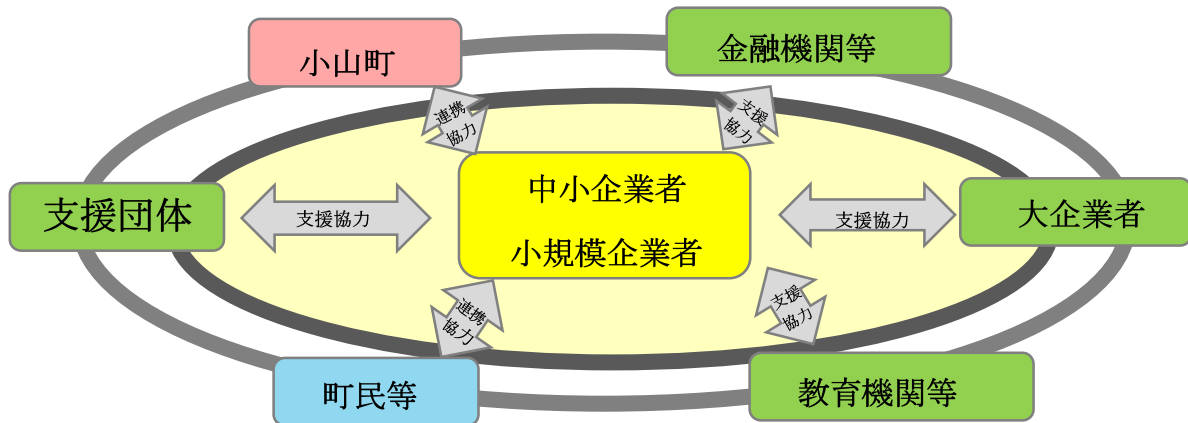
No	重要業績評価指標(KPI)	基準値 (R3 年度実績)	目標値 (R8 年度)	該当基本的施策
1	小売業年間商品 販売額(千円)	(仮)8,718,000/年 (H28 実績)	9,000,000/年	VI-1
2	農産物出荷組合 年間出荷額(千 円)	130,958/年	140,000/年	VI-4
3	町の建設工事の 町内業者発注件 数割合(%)	84.7/年	85.0/年	VI-5



## 第4章 計画の推進について

### 4-1 計画の推進体制

町は、本計画に基づく施策等を推進するため、中小企業・小規模企業の自主的な努力及び創意工夫を尊重し、中小企業・小規模企業支援団体、金融機関などの関係機関と中小企業・小規模企業が相互に連携した取組を進めます。



### 4-2 関係団体の役割

#### ①町の責務

- ・町は、条例の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を策定し、実施する責務を有します。
- ・町は、中小企業・小規模企業の振興に関する施策の推進に当たっては、中小企業・小規模企業、支援団体、金融機関等、教育機関等、大企業者、町民等、国及び県その他の関係者と連携並びに協力し、効果的に施策を推進するよう努めるとともに、必要な情報の収集及び提供を行うものとします。
- ・町は、地域社会における中小企業・小規模企業の重要性について、町民等の理解を深めるよう努めなければなりません。
- ・町は、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を推進するため、人事交流を含む各種研修を通じて、職員としての基礎力並びに産業振興を推進する専門的な知識及び経験を有する職員の育成に努めるものとします。

#### ②中小企業者の取組

- ・中小企業者は、基本理念にのっとり、経済的社会的環境の変化に対応し、事業の成長及び健全な発展を図るため、自主的に経営の改善及び向上を図るよう努めるものとします。

- ・中小企業者は、自らが地域経済の基盤を形成していることを認識し、雇用機会の確保及び人材の育成に努めるとともに、従業員等が仕事と生活の調和を図ることができる環境の整備その他の労働環境の整備に自主的に取り組むよう努めるものとします。
- ・中小企業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、地域が取り組むまちづくりの活動に貢献するなど、地域社会と協働することで、地域社会の持続的発展及び町民生活の向上に寄与するよう努めるものとします。
- ・中小企業者は、自らの経営力を強化するため、支援団体、金融機関等を活用し、経営等に関する情報の収集及び相互の交流に努めるものとします。
- ・中小企業者は、計画的に後継者等の育成に取り組み、事業の継続及び円滑な事業承継に努めるものとします。
- ・中小企業者は、町内を含む近隣市町で生産され、製造され、若しくは加工される物品又は町内のサービス若しくは技術を本町への来訪者その他町外の居住者に提供することにより、町外からの資金の獲得に努めるものとします。
- ・中小企業者は、ローカルファーストの考え方にに基づき、町内を含む近隣市町で生産され、製造され、若しくは加工される物品の原料等を優先的に町内を含む近隣市町から調達するとともに、その物品又は町内のサービス若しくは技術の提供を受けるよう努めるものとします。
- ・中小企業者は、教育機関等と連携し、職場体験その他の職業に関する理解を深める学習に関与し、及び協力するよう努めるものとします。
- ・中小企業者は、国、県及び町（以下「町等」という。）が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとします。

### ③小規模企業者の取組

- ・小規模企業者は、基本理念にのっとり、経済的社会的環境の変化に対応し、事業の持続的な発展を図るとともに、地域の特色を生かした事業活動に取り組むため、他の小規模企業者、支援団体等、多様な主体との連携及び協働を推進し、自主的かつ創造的な事業の運営に努めるものとします。

### ④支援団体の役割

- ・支援団体は、基本理念にのっとり、中小企業・小規模企業の実態を把握し、中小企業・小規模企業の経営の改善及び向上に対して支援するよう努めるものとします。
- ・支援団体は、中小企業・小規模企業の事業活動に必要な情報を収集し、及び提供するとともに、町内における起業又は創業に対して支援するよう努めるものとします。
- ・支援団体は、中小企業・小規模企業の事業の継続及び円滑な事業の承継に対して支援するよう努めるものとします。

- ・支援団体は、町等が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとします。

#### ⑤金融機関等の役割

- ・金融機関等は、基本理念にのっとり、中小企業・小規模企業の資金需要に対して適切に対応することにより、中小企業・小規模企業の経営の改善及び向上に配慮するよう努めるものとします。
- ・金融機関等は、中小企業・小規模企業の経営力を高めるため、新規取引先の開拓、商談機会の提供、研修の実施等総合的な支援を行うよう努めるものとします。
- ・金融機関等は、町内における起業又は創業に対して支援するよう努めるものとします。
- ・金融機関等は、中小企業・小規模企業の事業の継続及び円滑な事業の承継に対して支援するよう努めるものとします。
- ・金融機関等は、町等が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとします。

#### ⑥教育機関等の役割

- ・教育機関等は、基本理念にのっとり、職場体験その他の職業に関する理解を深める学習を通じて、児童、生徒及び学生の職業及び勤労に対する健全な意識の醸成及び育成に努めるものとします。
- ・教育機関等は、中小企業・小規模企業が行う研究開発、技術の向上及び人材の育成に対する協力その他の必要な協力を行うよう努めるものとします。
- ・教育機関等は、町等が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとします。

#### ⑦大企業者の役割

- ・大企業者は、基本理念にのっとり、中小企業・小規模企業が本町経済の活性化及び町民生活の向上に果たす役割の重要性を理解し、中小企業・小規模企業との連携及び協力を努めるものとします。
- ・大企業者は、経営の改善及び向上に取り組む中小企業・小規模企業への技術的支援等に努めるものとします。
- ・大企業者は、町内を含む近隣市町で生産され、製造され、若しくは加工される物品又は町内のサービス若しくは技術を本町への来訪者その他町外の居住者に提供することにより、町外からの資金の獲得に努めるものとします。
- ・大企業者は、ローカルファーストの考え方にに基づき、町内を含む近隣市町で生産され、製造され、若しくは加工される物品の原料等を優先的に町内を含む近隣市町か

ら調達するとともに、その物品又は町内のサービス若しくは技術の提供を受けるよう努めるものとします。

- ・大企業者は、町等が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとします。

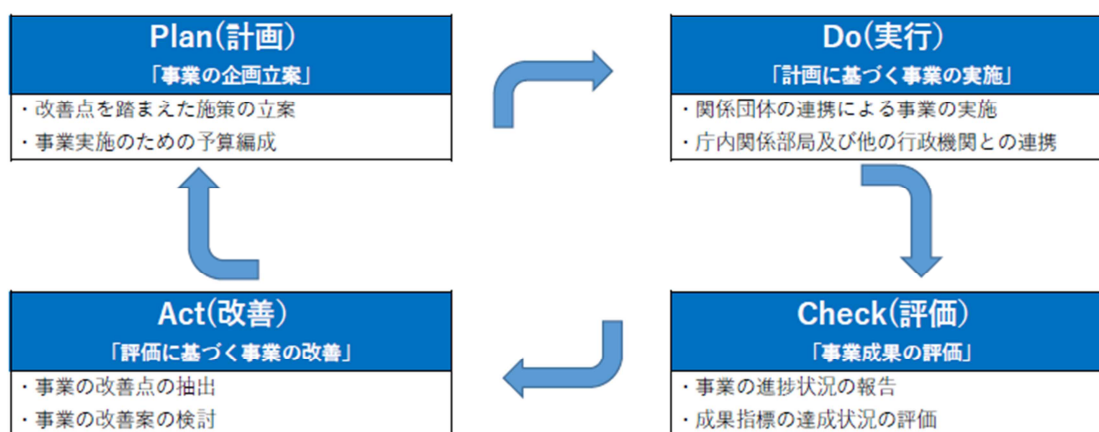
#### ⑧町民等の理解と協力

- ・町民等は、中小企業・小規模企業の振興が本町経済の持続的発展、雇用の創出、豊かで活力ある地域社会の実現及び町民生活の向上につながることを理解し、ローカルファーストの考え方にに基づき、消費者として町内の店舗等を利用するとともに、町内を含む近隣市町で生産され、製造され、若しくは加工される物品を消費し、若しくは利用し、又は町内のサービス若しくは技術を利用することにより、中小企業・小規模企業の発展に協力するよう努めるものとします。
- ・町民等は、町等が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとします。

### 4-3 PDCAサイクルによる計画の進捗管理と効果検証

条例に位置付けられた「意見の聴取」として、実態把握のための訪問調査を行うとともに、中小企業・小規模企業や中小企業・小規模企業支援団体等で組織する意見広聴機関である「中小企業・小規模企業振興推進会議」を設け、毎年、計画の進捗状況を報告し、客観的な検証を行い、必要な見直しを図ります。

【PDCAサイクルによる計画の進捗管理と効果検証】



#### 4-4 SDGs（持続可能な開発目標）の視点を踏まえた計画の推進

SDGs（エス・ディー・ジーズ）とは、平成27年（2015年）9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて掲げられた、平成28年（2016年）から令和12年（2030年）までの国際目標です。

SDGsでは「地球上の誰一人として取り残さない」を基本理念に、経済・社会・環境の諸課題を総合的に解決し、持続可能な社会を実現するために、17の目標と169のターゲットが掲げられています。

SDGsの17の目標は、世界の都市に共通した普遍的な課題であり、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指す考えは、「自らの強みや弱みを踏まえて計画的かつ主体的に経営の向上に努めることはもとより、地域社会全体が、地域の発展のために中小企業・小規模企業が不可欠であることを改めて認識する」と前文に謳う小山町中小企業・小規模企業振興条例の考え方と一致するものです。

本計画に掲げる各事業を推進するにあたっては、SDGsを意識し、地域や関係団体などと連携しつつ、町民の最善の利益が実現される社会を目指します。

### SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



計画の基本的な目標とSDGsとの関係

計画に掲げる6つの基本方針と、SDGs 17のゴールとの関係は以下のとおりです。

基本方針	17のゴールとの関係
経営基盤の安定化及び強化	商工会と連携し、伴走型の支援体

	<p>8 働きがいも経済成長も</p>  <p>11 住み続けられるまちづくりを</p> 	<p>制により、中小企業・小規模企業の経営基盤の安定強化を図ります。</p> <p>中小企業・小規模企業が安定することにより、町内企業への町内高校卒業生をはじめ、大卒者、UIターン者への就業が促進され、雇用の場の確保につなげます。</p>
<p>経営安定及び成長発展のための円滑な資金調達の支援</p>	<p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p> 	<p>独自の観光資源を生かし、地域経営確立のための支援及び循環の拡大を行います。また、新産業エリアを中心に産業クラスターの進化による一層の集積の促進を図ります。</p>
<p>起業又は創業の促進</p>	<p>4 質の高い教育をみんなに</p> 	<p>商工会の創業支援や窓口相談、よろず支援拠点主催による創業支援セミナー等の開催により、創業希望者が必要とする能力開発や教育訓練の機会が提供され、事業にチャレンジする環境づくりが構築されています。</p>
<p>雇用の確保及び労働環境の整備の促進</p>	<p>8 働きがいも経済成長も</p>  <p>11 住み続けられるまちづくりを</p> 	<p>町が開催している技能功労者表彰や商工会が開催している優良従業員表彰により従業員のモチベーションを向上を図ります。また、長く働くことでより品質の高い製品や商品の製造がなされるよう促すとともに付加価値のある製品を出荷することにより生産額の増加を期待します。</p> <p>中学生・高校生を対象にキャリア教育を実施することで、職業観・勤労観の醸成が図られるとともに、今後において小山町を担っていく地域人材の育成が確保されます。</p>
<p>産業振興に資する人材の育</p>		<p>町の負担金を通じて職業訓練セン</p>

成及び確保	 <p>4 質の高い教育を みんなに</p>	<p>ターの講習などを支援することにより、幅広い技能者の育成のための教育訓練の機会確保が図られ、技術・技能の伝承と後継者育成につなげていきます。</p>
地域経済の循環の強化	 <p>8 働きがいの 経済成長も</p>	<p>多様な産業を創出するため、町外からの企業を積極的に誘致するとともに、町内の中小企業・小規模企業が進出企業と取引できる関係が作れるよう機会を設けます。また、進出企業が増えることで新たな雇用が生まれるとともに町外・県外からの移住者の増加も期待します。</p>

**【参考資料】**

小山町中小企業・小規模企業振興条例

小山町中小企業・小規模企業振興推進会議要綱

小山町役場 経済産業スポーツ部 商工振興課  
〒410-1395 静岡県駿東郡小山町藤曲 57-2  
Tel:0550-76-6111 Fax:0550-76-2795  
Mail:[shoukou@fuji-oyama.jp](mailto:shoukou@fuji-oyama.jp)